3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　十六歳に満たない者

二　三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

三　短期滞在の在留資格の取得を希望する者

四　外交又は公用の在留資格の取得を希望する者

五　特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ　亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ　駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

4　第一項の申請に当たつては、旅券を提示しなければならない。この場合において、これを提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

第二十五条の見出しを「（永住者の在留資格の取得）」に改め、同条第一項中「永住許可」を「永住者の在留資格の取得」に、「並びに」を「、写真一葉、」に、「及び」を「並びに」に改め、「地方入国管理局に出頭して」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3　前条第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

第二十五条第四項を削る。

第二十五条の二を削り、第二十五条の三を第二十五条の二とする。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（意見聴取通知書の送達）

第二十五条の三　法第二十二条の四第三項に規定する意見聴取通知書の様式は、別記第三十七号の三様式による。

2　法務大臣は、法第二十二条の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を行うときは、意見の聴取を行う期日までに相当な期間をおくものとする。ただし、当該外国人が上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を受けた後、当該外国人が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条に規定する貨物の輸入に係る検査（当該上陸許可の証印又は許可を受けた後に引き続き行われるものに限る。）を受けるための場所にとどまる間に、当該外国人について法第二十二条の四第一項第一号に該当すると疑うに足る具体的な事実が判明した場合であつて当該送達又は通知をその場で行うときは、この限りでない。

第二十五条の四第一項及び第二十五条の五第四項中「規定による通知」を「規定による意見聴取通知書の送達又は通知」に改める。

第二十五条の六を削る。

第二十五条の七第二項中「別記第三十七号の九様式」を「別記第三十七号の八様式」に改め、同条第四項中「別記第三十七号の十様式」を「記載した別記第三十七号の九様式」に、「によつて」を「を」に、「通知しなければ」を「送達しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

第二十五条の八を第二十五条の七とする。

第二十五条の九第一項中「規定による通知」を「規定による意見聴取通知書の送達又は通知」に、「当該通知」を「当該送達又は通知」に改め、同条第三項中「別記第三十七号の十二様式」を「別記第三十七号の十一様式」に改め、同条第四項中「別記第三十七号の十三様式」を「別記第三十七号の十二様式」に改め、同条を第二十五条の八とする。

第二十五条の十を第二十五条の九とする。

第二十五条の十一第二項中「別記第三十七号の十四様式」を「別記第三十七号の十三様式」に改め、同条を第二十五条の十とする。

第二十五条の十二第一項第四号中「国籍」を「国籍・地域」に改め、同条を第二十五条の十一とする。

第二十五条の十三第一項中「第二十五条の六第一項」を「法第二十二条の四第三項」に、「通知」を「意見聴取通知書の送達又は通知」に改め、同条第三項中「別記第三十七号の十五様式」を「別記第三十七号の十四様式」に改め、同条第五項中「別記第三十七号の十六様式」を「別記第三十七号の十五様式」に、「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の十第一項」に改め、同条を第二十五条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（在留資格の取消し）

第二十五条の十三　法第二十二条の四第六項に規定する在留資格取消通知書の様式は、別記第三十七号の十六様式（法第二十二条の四第一項第三号から第十号までに係るものにあつては別記第三十七号の十七様式）による。

2　法第二十二条の四第八項の規定による住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一　住居は、出国するための準備を行うための住居として法務大臣が適当と認める施設等を指定すること。

二　行動の範囲は、特別の事由があると法務大臣が認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内及びその者が出国しようとする出入国港までの順路によつて定める通過経路とする。

三　前二号のほか、法務大臣が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

第二十五条の十四を次のように改める。

（在留資格を取り消さないことの通知）

第二十五条の十四　法務大臣は、法第二十二条の四第三項の規定により取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を外国人に送達した場合又は同項ただし書の規定により当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させた場合において、当該事実について当該外国人の在留資格を取り消さないこととしたときは、当該外国人に対し、その旨を通知するものとする。

第二十六条中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改め、同条第四号を次のように改める。

住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村の職員

第二十七条第一項中「許可を受け」の下に「ている者」を加え、「出国する」を「いる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の手続を行うに当たつて、法第二十二条の四第七項の規定により期間の指定を受けた者は、当該指定に係る在留資格取消通知書を提示しなければならない。